

## ●下水道使用料

令和元年 10 月 1 日以降

1 ヶ月あたり

使用料(1ヶ月につき)			
基本水量	基本料金	超 過 水 量	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)
10 m <sup>3</sup> まで	3,000 円	10 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	150 円
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	210 円
		200 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	220 円
		1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	230 円

※上記の料金に 100 分の 10 を乗じた消費税が課せられます。

○水道を利用されている方は水道使用量から算定します。

○水道水以外の水を使用されている場合は、使用の態様を勘案して管理者が認定します。

なお、家事のみにご利用されている場合、1世帯 10 m<sup>3</sup>とし、世帯構成人数が1名増加するごとに 5 m<sup>3</sup>を加えた水量から算定します。

ただし、6人目からは1名増加することにより2 m<sup>3</sup>となります。